

造船業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
5	9～ 10	船底にあるバラストタンク入口付近バラストタンク（二重底）に塗装後の膜厚測定に入るため、通路から3段程度の垂直梯子を下りる際、手すりを持つ腕が伸びた状態（両足は床面に着いていた）になり、右肩に激痛を感じ、その後しばらく腕が上がらなくなる。	51	1 ～ 9
5	16～ 17	定盤で船舶を手直しするため、Aが梯子を掛けて上ろうとした時、梯子がずれて両手を着いた時に腰を痛めた。	66	50 ～ 99
7	9～10	被災者は、共同作業員A、Bとともに指示を受けた作業を朝から開始した。外板下側シームの梯子を仮設するため、作業員Bが腕木を設置し、その後作業員Aが梯子を腕木に載せ、被災者本人が梯子を腕木に固縛しようとブロックからハシゴに移った。2段ぐらい降りたところで、腕木が回転してブロックから外れ、梯子とともに6m下の定盤に落下した。梯子が倒れる際に、手は梯子の踏板を握っており、梯子にぶら下がるような体勢で落ちて踵から着地し、そのまま梯子とともに倒れこむ恰好になり、胸部が定盤と梯子に挟まれ、受傷した。	61	1 ～ 9
7	8～9	工場内にて、一人でハシゴを下りようとして一段目に足を掛けた際、足を滑らせ約1.3mの高さから地上に転落し負傷した。	39	10 ～ 29
10	16～ 17	工場第7船台に上架中の新造船BT080の機関室上部開口部に立て掛けてあったアルミ製脚立（天板迄1200mm/m、全長2400mm/m）にて、機関室に降りる際、脚立を延ばした状態で反対に据え付けていたため、真ん中でくの字に折れた。その反動で被災	64	1 ～ 9

		者は、機関室内底に落ち（高1500m/m）右肋骨2箇所及び右足踝を骨折した。		
12	14~15	ブロック上に設置していた移動式屋根（4.5t）を他のブロックへ移動するため移設作業中、ホイスト操作者と被災者（玉掛け補助）がホイストクレーン（4.8t）を使って、移動式屋根を吊り上げたとき、地上にいた被災者が何らかの理由でブロック昇降階段に上っており、巻き上げた際に階段が横転し、階段上の被災者も階段と共に転落し、頭部と腹部を受傷した。	46	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html